

屋外広告物法（以下「法」という。）第7条第4項の規定に基づき除却した屋外広告物等を、法第8条第1項の規定により保管していますので、法第8条第2項の規定により、京都市屋外広告物等に関する条例第39条の2第1項に規定する以下の事項を公告します。

平成29年12月13日

京都市長 門川 大作

1 除却した屋外広告物等

除却した日	設置されていた場所		除却した数量			保管を開始した日
	行政区名	町名	はり札等	広告旗	立て看板等	
平成29年9月11日	右京区	西院西淳和院町	—	—	1	平成29年9月11日
		鳴滝本町	2	—	—	
		嵯峨広沢池下町	2	—	—	
		太秦御領田町	2	—	—	
平成29年9月26日	右京区	西京極殿田町	1	—	6	平成29年9月26日
	西京区	川島三重町	1	—	—	
平成29年11月21日	北区	西賀茂樋ノ口町	2	—	—	平成29年11月21日
平成29年11月28日	右京区	鳴滝音戸山町	3	—	—	平成29年11月28日
		鳴滝藤ノ木町	1	—	—	
		鳴滝本町	1	—	—	
		山越西町	5	—	—	

2 保管の場所

京都市伏見区竹田中川原町4番地

3 連絡先

京都市都市計画局広告景観づくり推進室

電話：075-708-7645

(都市計画局広告景観づくり推進室)